

# この子らを世の光に

Let These Children Be the Light of the World



## 第27回 糸賀一雄記念賞 第11回 糸賀一雄記念未来賞

令和7年11月22日(土)

ホテルニューオウミ

### CONTENTS

第27回糸賀一雄記念賞・第11回糸賀一雄記念未来賞授賞式 …	2
ごあいさつ ……………	2
選考経過説明 ……………	4
第27回 糸賀一雄記念賞受賞者スピーチ……………	6
第11回 糸賀一雄記念未来賞受賞者スピーチ……………	11
未来に伝えていきたい糸賀一雄の心 ……………	16
糸賀一雄記念賞 第24回音楽祭……………	22

# ごあいさつ

公益財団法人糸賀一雄記念財団 副理事長 久保 厚子



みなさんこんにちは。ご紹介をいただきました、糸賀一雄記念財団副理事長の久保でございます。どうかよろしく願います。

「第27回糸賀一雄記念賞」および「第11回糸賀一雄記念未来賞」授賞式の開催にあたりまして、財団を代表して、一言ごあいさつを申し上げます。

平素は、当財団の事業運営に、格別のご理解とご支援を賜り、この場をお借りして、心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日、糸賀一雄記念賞を授与いたしますが、まず、糸賀一雄先生につきまして、ご紹介させていただきます。糸賀一雄先生は、戦後間もない荒廃した社会状況の中で、戦災孤児と知的障害のあるお子さんたちのために、福祉施設近江学園を創設され、障害の問題を通して、あるべき社会を訴え続けられました。

知的障害のある方の福祉法制定にご尽力され、また、全国に優秀なリーダーを送り出されるなどのご活躍によりまして、わが国の「障害福祉の父」とも

呼ばれております。

先生は、近江学園を始めとする福祉実践の過程で深い考察を重ねられ、どんなに重い障害のあるお子さんにも必ず発達する力があり、それを保障する必要があるという、発達保障論を展開され、「この子らを世の光に」という強いメッセージを後世に残されました。

先生の著書「福祉の思想」には、次のような文章がございます。

『この子らはどんなに重い障害をもっている、だれととりかえることもできない個性的な自己表現をしているものなのである。人間とうまれて、その人なりの人間となっていくのである。その自己実現こそが創造であり、生産である。』

私たちのねがいは、重症な障害をもったこの子たちも、立派な生産者であるということ、認めあえる社会をつくらうということである。

「この子らに世の光を」あててやろうというわれみの政策を求めているのではなく、この子らが自ら輝く素材そのものであるから、いよいよよみがきをかけて輝かそうというのである。「この子らを世の光に」である。

この子らが、生まれながらにしてもっている人格発達の権利を徹底的に保障せねばならぬということなのである。』

この本は1968年に刊行されたもので、60年弱の月日が流れておりますが、全く古さを感じることなく、むしろ今の世こそ大切にすべきものではないかと感じますし、言葉に込められた強いメッセージには、深い感動を禁じえません。

このメッセージに表れています、あらゆる人の尊厳の輝きを認め合い、共に生きる社会をつくらうと

いう糸賀先生の思想と実践を深く受け止め、誰もが安心して生活することができるとする福祉社会を実現しようという目的のもと、平成8年に糸賀財団が設立され、各種事業を行っているところでございます。

糸賀賞を授与いたします表彰事業につきましては、当初は、主に障害福祉の分野で顕著な活躍をしておられる個人や団体を対象として、表彰を行ってまいりましたが、「この子らを世の光に」という言葉に現れた思想は、あらゆる個人の尊厳を等しく尊重するという、障害の有無、年齢、性別、国籍等を問わない普遍的なものでありますことから、時代の変化に対応させ、障害者と同様、様々な社会的障壁による生きづらさがある人に関する取り組みをも対象として、表彰をさせていただいております。

今年度も、多数の応募をいただきました中から、身近な地域において、一生懸命頑張って活動しておられる素晴らしい方々への表彰が決まりました。

後ほど、選考委員会の大熊由紀子副委員長から、選考経過の報告をいただきますが、受賞されます皆様からの記念スピーチを聞かせていただく事を、大変、楽しみにいたしております。

そして、改めて、私達は、糸賀先生のメッセージをしっかりと受け止めたいと思います。

ご承知のように、平成28年に『重度の障害者には、生きる価値がない』として無抵抗な人を殺傷した「津久井やまゆり園」事件が発生し、今年で9年が経ちました。その後も不当な差別や偏見、誹謗中傷、ハラスメント事案が頻発するなど、人の尊厳がないがしろにされる事態は一向に収まりません。

財団としては、やまゆり園事件の後、全国の有志とともに、立ち上がることとし、国の事業であります「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事

業」を平成30年度から受託させていただき、全国各地で共生社会フォーラム研修を開催しているところでございます。

この取り組みは主に福祉関係者を対象としてきましたが、共生社会の理念は社会全体で共有すべき大事なものでありますことから、財団では、令和4年度から、滋賀県におきまして、県からの委託を受けて、社会活動において大きなウエイトを占める企業関係者を対象に、糸賀先生の思想をベースにした共生社会づくりのリーダー養成研修を行っております。その滋賀での取り組みを活かして、国事業でも昨年度から企業関係者を対象としたコースを設け、全国での展開を図っております。

糸賀先生は、「自覚者は責任者である」ともおっしゃっています。



こうした研修では、糸賀先生の思想と実践を拠り所として、「誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念を自身の活動の軸とし、語り部として日常の現場や地域社会に向けてしっかりと分かり易く訴

## この子らを世の光に

『この子らを世の光に』の「を」と「に」を逆にして、『この子らに世の光を』とすると、この子どもたちは哀れみを受けなければならない存在であるという意味になってしまいます。しかし、この子らはみずみずしい生命力にあふれ、世の人々に生命のみずみずさを気づかせてくれるすばらしい人格そのものです。

この子らこそかけがえのない「世の光」であり、「世の光」たらしめるべく、私たちは努力しなければなりません。糸賀一雄氏は「この子らを世の光に」の言葉とともに、大きな福祉の思想を私たちに託されました。

そして現在もおこの言葉は、輝きを放ちながら生き続けています。

えていく自覚者を育て、そのネットワークを築いていきたいと考えております。

今後におきましても、糸賀財団として、強い自覚のもと、糸賀先生の思想と実践を新しい目でしっかりと受け止め、あらゆる分野との共感と連帯を深め、いつの時代においても、一人ひとりの命が大切にされる真に心豊かな社会の実現に、地道に寄与してまいります。

なにとぞ、皆様方には、今後とも、当財団の事業運営に、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、受賞者の選考にご尽力賜りました選考委員をはじめ関係の皆様へ厚くお礼を申し上げますとともに、本日、受賞されます皆様へ、ますます活躍されますことをお祈り申し上げます、ごあいさついたします。

## 選考経過説明

糸賀一雄記念賞 選考委員会 副委員長 大熊 由紀子

大熊由紀子、85歳になりますが、「ユキさん」とよばれています。



みなさま、本当におめでとうございます。  
どちらの賞も、私たち太鼓判を押して、この方たちだということで選ばせていただきました。  
本来ですと、委員長の京極先生がご説明するところですが、所用があまりでご欠席ですので、私、代わりにご説明いたします。

選考は、9月8日に、東京で開催されました。6名の委員による選考委員会で審査を行い、その後に糸賀財団の理事会で承認していただきました。

応募をしていたいただいた候補者・団体、どれも素晴らしいものばかりでしたが、今日来てくださったという方々はばねけていて、躊躇なく選ばせていただいたものでございます。

二つの賞があるのはご承知のとおりですが、第27回となる糸賀一雄記念賞については、個人3組と6つの団体の計9件の中から、福森伸さん、福森順子さんご夫妻を選ばせていただきました。

後のご発表の中でスライドを使ってご紹介があると思いますが、訪ねた人がみんなうっとりして、あそこを訪ねるといいよと勧める素敵な施設という名前で呼ぶには違うような、楽園のような場所を二人でしておられます。

伸さんのほうは、木造工芸デザインを独学で学ばれ、お父様が創業されました「しよぶ学園」に勤務され、工房しよぶを設立されるほか、音パフォーマンズグループ、食空間コーディネートなどの、知的障害のある方々の工芸・芸術・音楽などのさまざまな表現活動を通じまして、社会とのコミュニケーション活動をプロデュースされております。

まさに、糸賀先生の「この子らを世の光に」にぴったりの活動をされています。

また、妻の順子さんは、糸を使った芸術、それが

ハンデをもったお子様たちだと素敵なものが出来上がる。そのようなものをはじめとして新しいものを生み出してられます。

障害者施設にはA型、B型と色々ありますが、障害の無い人に合わせるということになりがちです。

そうではなく、この方々の光輝いている力をそのまま見せていただくという活動をなさっています。

次に、「第11回糸賀一雄記念未来賞」ですが、個

人2人と5つの団体の計7件の中から、個人1名を選ばせていただきました。今日は推薦者の方と一緒にお越しいただいています。

栃木県の「石川 恒さん」です。

石川さんは日本社会事業大学をご卒業になり、障害があつてしかも罪を犯してしまった特にむずかしい方とか、世の中とうまく折り合いがつかない、生きづらさをもった人達の支援を編み出された方でございます。

石川さんが「かりいほ」から大きく羽ばたこうとするこの時期にこの賞を受けていただくということにはピッタリという気がします。後でどのような発表をされるか楽しみにしています。

司法に関わる知的障害者の問題のパイオニアということで選ばせていただきました。

どちらも、糸賀先生が生きておられたら「いい人が出てきてよかった。」と言っていただけのような方々でございます。

私はたまたま大阪大学でボランティア人間科学講座をまかされていた時期がございました。恋とボランティアはとても似ています。ボランティアの本質は、タダ働きとか親切な人がするというものではなく「恋のようなもの」と申しております。恋というものは反対があつても「そんな厄介なことをするんじゃないよ」と忠告されても「せずにはいられない」「ほっとかれへん」、「がまんできへん」、大阪弁の

ボランティアの翻訳語です。大阪ボランティア協会理事長の早瀬さんの翻訳ですけれど、きょうの受賞者のみなさんは、真のボランティア魂の持ち主だとつくづくおもいます。

今日の御三人とも、誰かに頼まれたわけではなく、法律も制度もない、そういう時に、湧き上がる気持ちで、困難を乗り越えて素晴らしいことを成し遂げられました。そのみなさまの後に、色んな人達がついていくといいなと思いつつながら、お祝いの言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。



## 受賞者記念スピーチ

福森 伸氏・福森 <sup>こ</sup>順子 氏

令和七年度 第二七回糸賀一雄記念賞を受賞させていただきますました、鹿児島県にあります、障害者支援施設しようぶ学園の福森でございます。

しようぶ学園は、1973年に私の両親が開設しました。私はその10年後の1983年に入職以来、障害者福祉に携わり42年。鹿児島市の苜蒲谷というこの地で、障害を持つ人たちと暮らしを共にしてまいりました。利用者や職員の目に見えない、形に表せない感情表現やコミュニケーションを通して、共に生きてきた「喜怒哀楽」がしようぶ学園を形作ってきたと思います。

このたびは、このような荣誉ある賞に選考していただき大変驚いております。まさか私どもの実践活動がこのように評価されるとは何かの間違いではな



いかと思いつつ、事務局の方に数回尋ねましたが、同時に誠に光栄に存じております。

私たちは、ささえあうくらし、つくりだすくらし、つながりあうくらし、という三つの理念を掲げ、障害者を支援するという領域から、障害を持つ人たちの純粋でぶれない思想と才能に学びながら、地域貢献、芸術文化への参画を目指してまいりました。

太陽会は現在、入所40人、グループホーム50人、家から通ってくる方が50人、合わせて約150人ほどの方が利用されています。15名ほどの利用者は、50年間こですつと暮らし続けています。また、創設以来、働いてきた職員数は、延べ400人に及んでいくところでございます。

長いとも短いとも感じる50年あまりの歴史を10年ごとに振り返ってみますと、私自身も、時の流れとということが身をもって感じられる歳になったと実感しています。「十年一昔」。年を追うごとに過ぎるのが早く十年前はどうだったか、振り返るといふんなことが変化していることに気づく今日この頃です。

歴史というものは、やり直しはできない十年ごとの変容の積み重ねによって創られたことに違いないのですが、逆に「十年一日」。十年経っても何も変わらないこと、変わってはいけないことは何かという点も、同時に学ばせていただいたことと思っております。

しようぶ学園は、私が中学一年生（12歳）の時、1973年に開設いたしました。国の方針による障害者の社会復帰を目指して教育、訓練を支援の中心に置き、「やればできる」をテーマに、作業指導と生活指導に専念してまいりました。しかし、多くの利用者の生活は受動的であり、「できないことができるようになること」が課題になる場面に多く遭遇

してきました。そのような時代の中、「その人らしく」を支えることは根本的にどうということなのか、問い続けてまいりました。

そんな歴史の中から10年、利用者の感性あふれる創作の姿勢に魅せられて、1985年頃から施設そのものが「与えられる」側から「創り出す」側になることを目標に、作業活動そのものを「工房しようぶ」と称して、従来の下請け的生産活動を撤廃し、木工・陶芸・染め・織り・刺繍・和紙などのクラフト工芸活動を中心にした、利用者の個性を発揮できる環境づくりに転換してきました。その頃はがむしゃらに「つくりだす」ということに、この十年はあつという間に過ぎたような気がします。



そして10年、ものづくりからはみ出した作風の中に本当の美があるようなことに気がつき、1995

年頃からクラフトに加えて絵画、造形、刺繍、音楽などの芸術、表現活動が広がり、それらは特別な能力のある人だけのものではなく、楽しくて、自由で、そのプロセスそのものが創造性の溢れるものとして、ジャンルにこだわらずさまざまな活動を通じて独自のものづくりを模索していくようになりました。

そして、2006年の障害者自立支援法施行と同時期の入所施設建て替えに伴い、障害者の住まいについて、入所施設の存在意義について、その環境はどうあるべきか。暮らしとケアだけの施設を地域に拓き、「衣食住+コミュニケーション」をテーマに、人とつながる新しいコミュニティづくりを始めました。

さらに10年、2015年頃からは、人の本来持つ「創造性と人間力」を大きなテーマに、ありのままに生きるということに重点を置いて話し合ってきました。それは、障害のあるなしに関わらず、人間はどういう状況でも自分らしく「能動的に生きる」ということ。そして、成長することだけが支援の目的ではないはずだと。社会性と彼らの人間性の間で葛藤しながら、彼らの独特な価値観に基づいて、寄り添ってゆくべきだと考えてまいりました。

さて、このような流れの中で「どのようにして学園が変わってきたか」ということについてお話ししたいと思います。

活動の中心をなすものは、ものづくり、食、音楽、自然、そして、「人間と芸術」という素晴らしいテーマに恵まれて、周りの人々に支えられながら今日に至っているのは確かなことであります。

思い起こせば、ものづくりを学園の理念の一つに掲げた発端となった出会いがあります。長野県の松本民芸家具の創設者、池田三四郎氏との出会いであ

ります。私が、しょうぶ学園で働き出して間もなく、学園の作業活動に木工作業を取り入れたばかりの26歳の頃、松本民芸家具を訪問しました。

そして、「障害のある人と一緒に何をつくれれば良いか」という愚直で瑣末な私の質問に対し、先生は「君は何もわかっていない。障害者に何かをやらせる前に、自分自身が作ることから学ぶべきだ。」と。そして、「木の塊とノミをわたせば人は何かを彫り出す。興味がわけば夢中になる。そこから考えれば良い。大事なことは、何かをやらせようとすることではなく、その人のやりたいことに気づき、寄り添うこと。」と。不確かではありますが、このようなことをおっしゃったと記憶しています。私は、木工について、あるいは民藝について何も知らないということを恥じました。しかし、池田氏は、自分のこれまでの民芸の仕事について思い出すように話してくださったのです。

帰り際に、薄い冊子を二冊わたされました。弟のための教本として書かれた民藝論でした。民藝論の中では、このようなことが述べられていました。

「この世の人たちは、名を記す必要のない品物の値打ちを、もつと認めねばなりません。そうして自分の名を誇らないような気持ちで仕事をするような人たちのことを、もつと讃えねばなりません。考え直すと不思議なことではありますが、かかる不自由さがあるために、かえって現れて来る美しさがあるのです。色々な束縛があるために、むしろ美しさは確実になってくる場合があります。」と。

そして、学園のものづくりの考え方が大きく変わっていく、ある日の工房での二つのできごとがあ



ります。

私が木の工房を始めた最初の頃、木彫りの器を作っていました。一心不乱に木を彫っている人がいました。器になるはずの大きな木の塊は彫り進めるうちに穴が開き、最後は全て彫り尽くし、木屑になってしまったのです。彼は、木の器を作ろうとは思っていませんでした。

同じ頃、妻の順子が始めた刺繍の工房では、あらかじめ描かれた線上を真っ直ぐに縫う、刺し子のふきんを作っていました。一心不乱に針を刺している人がいました。線のとおりに縫えない。次第に糸が絡まって塊になっていく。そして、最終的には針が刺せないくらいに硬くかたまった、驚きの布の塊が工房に転がっていました。彼女は、刺し子のふきんを作ろうとはしていませんでした。

このような出来事を通して、彼等と支援者の考え方の大きな相違に気がついたのです。製品としてはもちろん不完全どころか形にならないものでしたが、無意識的なひとりひとりのこだわりが予測を遥かに超えておもしろい。特別な技はいらぬ。彫ることは、ノミと木の塊があればいい。縫うことは、針と糸があればいい、と。純粹な個性は磨くもので、訓練はいらぬと気づいたのです。このような心の流れに逆らわない、知的障害を持つ人の純真さについて言えば、知性より感性の大切さを重んずる民藝の精神に重なってしまうのです。

「感じる力」の大切さは、糸賀一雄氏の書籍「福祉の思想」においても芸術について多く語られています。その中の一節には、

『私たちは、知能の高い低いを問題にするけれど、そもそも知能とは何であるかはつきりしているとは言い難い。ものごとがわかるということ、わかったことを技巧的に表現するということとは別である。つまり、理解するということと、感ずるということとは別であろう。この子たちは、感ずる世界をわかっているのである』

と書いておられます。さらに、施設の美術思想についても糸賀氏の思想には驚くほど共感を感じる点が多いのです。

このような迷いの中から、人が「ものをつくる」とは生きること」の大切なこととして、また、知的障害のある人たちの表現について、いろんなことが諒解できるようになったと思います。

そして、1985年「工房しようぶ」と称して活動を、独自性のものへと転換を図ることになりました。

現在、木の工房、布の工房、土の工房、紙の工房の四つの工房と真っ直ぐに縫えない、ヌイプロジェクトと音がズレる音楽パフォーマンス otto & orabu という二つのプロジェクトを中心に活動しています。

この工房しようぶから生まれる創作物は、特別な鑑賞物（アート）として保存するだけでなく、利用者の生み出す表現と支援する職員の手で仕上げられています。これらは「しようぶの民藝」と称し、工芸の世界では邪道とされていることが、一つの面白さや強みを持つ新しいクラフトとして世に出て行き、そして、人としての尊厳を示すことにつながることを願っています。



このようにして現在、ケアと障害を持つ人たちの芸術活動が中心になって、コミュニティ形成に新しい役割を果たす可能性を模索してきました。常に新しい出発点としてとらえている展覧会やプロジェクトは、客観的な活動の評価を社会から得ることができません。そして、新しい出会いや発想が人やモノの、大切なつながりをつくっていくものです。さらに、市民との交流など、まちづくりや社会の中で障害者のエンパワメントを発揮する機会として、アートというよりもむしろ、ものづくりと福祉を組み合わせたインクルーシブな仕組みは、新しい共生社会を実現する試みでもあります。

しかし、入所施設には大きな課題があります。

障害のある人が自立をめざすなら、地域の中で暮らしたほうがいい。けれども、重度の障害をもつ人は施設生活が必要です。障害者施設という枠を超え、施設が広く社会に発信する場として地域とつながるにはどうすればいいか。それなら施設が社会になればいい。日々地域の人が訪れたいくなるような、そんな場所にすればいいんだと。障害者が社会に出ていくより人が来ればここは社会になる。障害者が無理に変わらなくていい。つまり、「施設から地域へ」という時代に「地域から施設へ」というようなことを考えながら今日に至りました。

施設を地域へ開く経緯としては、1997年にオープンした「パン工房」に続き、2008年に「スタ&カフェ Otafuku」、2010年に「地域交流スペース Omni House」、2011年に「そば屋凡太」といった一般の方が利用する施設をオープンさせました。その際には、設計を地元

スタッフと利用者で改築したりと、フレキシブルにキャンパスの環境をパブリックにすることを試みしました。さらに、2019年に子供のための施設と劇場を併設した「しょうぶ文化芸術支援センターアムアの森」を開設。アムアの森の地下には250席のホールがあります。子供・障害者・地域住民の主体



的な活動を推進するために障害者福祉事業と、地域住民参加型の新しいアートセンターとしての役割を担えればと思っています。

おかげさまで、学園には毎年3000人を超える人が訪れるようになりました。今後、しょうぶ学園のコミュニティは、障害者施設という枠を超えて、地域の人が障害を持つ人と日常的に交流できるように、必要な文化施設のひとつとして、広く社会に向けて発信したいと考えています。

今回は、ありがたいことに夫婦での受賞となりました。妻、福森順子のことをお話しさせていただきました。

福祉の仕事は、とりわけ答えのない仕事ですから、ある意味手探りの発想を頼りに、正解のない答えを求めつつ、誰かの助言がなければ決断することは、

言うまでもなく難しいことです。

私には、頼りになる先輩や友達が少ないから、いろいろなことを話す相手は当然、妻です。

いつものことですが、あまりに一方的にしつこく話すので、話の途中まで隣にいた妻は、私に気がつくくと、だいたいいなくなります。どうせ何を言っても言うことは聞かないから無駄だと思っっているのか、彼女は肯定も否定もしない人です。だから、結局は自分の考えに責任を持って決断するしかない。彼女の答えは結局「自分で考えろ」と言うことだったと理解しています。逆にそれが幸いして普通なら決断できないことも実践できたのかもしれない。

彼女の姿勢や考え方を言うならば、判断基準が常に、発展や成長より平和や安定を優先する人で、人を悪く言うことは一回もありません。しかし、仕事では職員と利用者の区別はなく接して、場面場面では、彼女なりに戦ってきたと思います。

私たちが、これまで実践してきた様々な新しい事業やプロジェクトは、もちろん、先代の創設者や職員が築いた土台の上にあることは言うまでもないのですが、彼女は新しい事業やプロジェクトのほとんどにリーダーとして携わってくれました。特に、マイプロジェクトは、真っ直ぐに縫えない利用者の創作の美しさに彼女が気付いたことから始まりました。また、福祉事業に関しては、経験もなく全くの素人でありながら、デイサービスセンター所長、レストラン、蕎麦屋、文化芸術センター「アムアの森」館長などの多様な重責を担い、言ってみれば新しい視点で、職員と共に学園の改革を支えてくれたと思います。

このたびの栄えある糸賀一雄記念賞は、しょうぶ学園に携わっているみんなに贈られたものです。学園を代表して、公益財団法人糸賀一雄記念財団さまをはじめ、関係者の皆さまに、深く感謝申し上げますとともに、今後とも皆様のあたたかいご指導ご鞭撻をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。特別でもない「日常」に身を置いて、その人のありのままを見つめていくことこそが大切なことだと思います。

私の父であった先代の理事長の口癖があります。「50点あれば100点」と。

これからさらに初心に戻り、新たに見聞を広げてまいりたいと存じます。  
本日は誠にありがとうございました。



## 受賞者記念スピーチ

石川 恒 氏



糸賀一雄記念未来賞をいただきました。ありがとうございます。何がありがたいかというと、罪を犯した知的障害を持った人への取り組みが、賞の対象になったこと。このことが非常に私にとってはありがたいことです。

罪を犯した知的障害者への支援。このことになかなか福祉の事業所が関わろうとしないという状況があります。その中で賞をいただけたということは私自身の励みにもなりますし、また、この課題と一緒に取り組んできた人たちにとっても喜びになると確信しております。今日皆さんが持ちの袋の中に、かりいほという施設のパンフレットが入っていると思います。今からお話することは、そういう状況の中で、かりいほで私が20年程やってきた実践、「生

きにくさを抱えた利用者」の日常生活の中での具体的な「生き直し」の実践について、その取り組みについての話です。

かりいほは、栃木県にある東京都の都外施設です。地方に東京都の関係の施設が造られた時期がありました。

かりいほについて言えば、先代の施設長の手塚芳美。教員でしたが、自分が教えた人達の中に犯罪に関わった人がいて、その人の居場所を作るということで教員をやめて施設を作りました。それが始まりです。昭和54年、今から47年前になります。

私は昭和57年に職員になりましたから、利用者の中にそういう人、罪を犯した知的障害をお持ちの人がいるというのは当たり前のことだと思っていました。しかし、それは当たり前のことではなくてほとんどの施設は受け入れを拒否している。どこにも受け入れられない、居場所がない。居場所がないからかりいほが受け入れます。ですから、かりいほは最後の施設だと言われていました。先代の施設長はそういう状況を何とかしようと、それまでの実践をまとめて冊子にして全国の福祉関係者に送ったりしましたけれども、ほとんど反応がありませんでした。まだ措置制度の頃のことです。



## 【副島弁護士(いづみ)】

私は平成12年に施設長になりました。平成15年に副島弁護士と出会うことになりました。このことが私の罪を犯した知的障害者の支援に非常に大きな意味を持つことになりました。副島弁護士は、知的障害を持った人が関わった社会的に大きな影響がある事件の弁護をボランティアで引き受けていました。

平成13年に、副島弁護士が知的障害者刑事弁護センターを発足させます。発足の理由を、心情的にこの人たちが忍びない、あまりに痛々しいという思い、そしてもう一つ、この人たちの犯罪をしつかり受け止める弁護をしようという思いですと言っています。障害があるから責任能力がないという弁護はしませんでした。きちんと本人の障害を理解した上で裁いてほしいと。そういう弁護をしてきた人です。そういう障害福祉の状況がありましたから、私はいろんな会合に出るたびに必ず発言してきましたがなかなか関心が広がりません。ずっと閉塞感を感じていました。

突然、副島弁護士から施設に電話がありました。その頃東京では、かりいほという施設は悪いことをした知的障害者を集めて強制労働をさせているようだ。そんな施設は潰してしまえという話が広まっています。そういう状況での副島弁護士からの電話、そして訪問でした。しかしその訪問は、本気でこの問題に関わる人たちのつながりを創りたいという訪問でした。副島弁護士主催の集会で、かりいほの取り組みを発表する機会を与えてくれました。副島弁護士が集会になるとかなり人が集まるのですが、そういう場で発表することができて、目の前が開けていくような思いをしました。

ちょうどその頃、山本讓司氏が獄窓記という本を書きました。矯正施設の中の障害者、高齢者のことなどが書かれていました。

## 【田島氏に会いに行く】

この頃から、副島弁護士から罪を犯した障害者を持った人たちを福祉はどうしようとしているのか、早く何か対策を考えろという私への圧力が、どんどん強くなっていきました。

その頃、宮城県の浅野知事の元に田島良昭氏がいました。田島良昭氏を訪ねることにしました。1時間会ってくださるということで伺いましたが、3時間話を聞いてくれました。そしてそういう状況を何とかしようということで、田島さんはその場で厚労省の方に電話を入れて勉強会から始めようということになりました。そこから、厚生労働科学研究を経て、地域生活支援センターという、矯正施設から福祉の支援が必要な障害者、高齢者を福祉につなぐための仕組みを作ることにつながっていくということになります。

私がこのことで確認しておきたいのは、いろいろな福祉の現場での実践の積み重ねが地域生活支援センターの仕組みづくりにつながったのではないということです。副島弁護士の活動がなければ、そういう動きにはならなかったと考えています。

## 【障害者自立支援法とかりいほ】

この時期、かりいほが大きな問題に直面します。それは障害者自立支援法です。私が施設長になって、副島弁護士とのそういう出会いがあって、社会福祉構造改革が始まる。自立支援法が適用されることになりました。5年後には新体系に移行しなければ



りません。これまでやってきたかりいほの取り組みが続けられるかどうか、施設が存続できるかという正念場に立たされました。というのは、かりいほを利用する人は、罪を犯した、あるいは何らかの理由で家庭・地域に居場所がない知的障害者です。自分の身の回りのことや自分の生活は自分でできる人たちです。その人たちは、障害程度区分が本当に低くしか出ない。施設が運営できるのか。5年後には結論を出さなくてはならないのですが、なかなか結論は出せませんでした。

国の専門官に施設に来ていただきました。施設に来ていただいて、利用者30人の施設ですけれども、

全員に会ってもらいました。一人一人会ってもらって、なぜこの人が、かりいほにいななければいけないのか、どういう支援が必要なのかを私が説明しました。その上でこれからどういう形でこの自立支援法の枠の中でかりいほはやっていけばいいのか。個人的な意見でいいから聞かせてほしいとお願いしました。

答えは、「生活介護一本」でした。国が想定している生活介護の仕組み自体がこういう人たちを想定していません。ですが専門官は、生活介護という答えを言いました。制度の中にこういう人たちの存在が入っていない。私は専門官の意図は一体何なんなのだろうと考えました。そして問題提起をやっていくということなのだろうと私は理解しました。

私自身は生活介護しかないなという思いでいたのですけれど、専門官のそういう話を聞いて、生活介護という制度を使って、これからは利用者の個別支援を徹底的にやろうと覚悟をしました。また、一法人一施設、定員30人という小さい施設ですが、かりいほでやっている取り組みを外に向けて発信し続けよう。自立支援法が出てきて、新体系に移行するという時に、そういう思いを強くしました。徹底的に利用者の個別支援をやる、かりいほの取り組みを発信する。この2つがその後のかりいほの大きな流れになっています。

## 【個別支援の試み1】

これは一つの個別支援の取り組みですが、人との関係がうまくいかないとパニックになって暴力を振るうという利用者への支援の試みです。自分の心の中に抱えている事を何とか言葉にできないか、そして暴力という方法をやめることはできないか、それ

を目的に一つの取り組みを行いました。共生社会をつくる愛の基金から助成金をいただいてやりました。それを、「生きにくさを抱えた知的障害者を支援し続けるための人材育成研修」という名称で行いました。内容は、その利用者の方に自分の人生を語ってもらおう。本人に対して一人の聞き手がいろんな質問をしてそれに答えてもらうという形で行いました。

2年間続けてやりました。本人の人生の語りを参加している人が傾聴して、参加者がその人の生きにくさを理解する、そして支援について考える機会を提供するという研修ですが、本人が何度も人生の語りをやる中で、そのことが語る本人の生き直しになるということがだんだんわかってきました。

話を聞いている参加者は本当に真剣に話を聞きます。本当に真剣に話を聞いてくれる参加者がすぐ目の前にいるということは、語る本人をさらに語らせます。そのことが、参加者が真剣に聞くことが、語る本人を肯定することになっていくということが次第にわかってきました。これは福祉の現場での利用者者と支援者の関係と同じではないか。自分の人生を語り聞き手が共感するということは、方法の違いはあれ支援の大事な方法の一つになるのだということはこの時確信しました。

しかし、自分の人生を語るということが、利用者全員ができることはありません。あくまで、この人を対象にした個別支援です。最初は、かりいほの中で人生の語りを行っていましたが、施設を出て全国数か所で語りを行いました。本人は7〜8回、人生の語りを行いました。

人生の語りを行った利用者の状況はどうでしょう。人生の語り続けていく中で、次第にパニック、暴力は減っていききました。今は施設を出て生活してい

ます。様々な困難の問題を抱える人に、その人にあつた個別支援を考えて提供するということが、一つの支援の形になりました。

## 【個別支援の試み2】

例えば大きな声に反応してその人を殴る。それも、中途半端な殴り方じゃない。そういう障害を持った方がいます。生活の中でも、仕事の中でもそういう状況が起きる。この状態が続けば施設にいられなくなる。じゃあどうしたらかりいほに居続けることができるかということを考えた時に、その本人がサッカーが好きだと言った。じゃあ1ヶ月に1回、Jリーグのサッカーの試合を見に行く。それを自分の仕事にしましょうという提案を本人にしました。本人はそれでやってみると。職員が1人ついて1か月に一回、Jリーグの試合に行くわけですね。試合場に行けば大声を出して旗を振ってクタクタになって帰ってきます。そういうことを何年か続けたら、本人の方からこれから暴力をふるうことをやめまうと言う、そういう本人の宣言が本人の口から出てきました。結果どうだったかというと、やり遂げました。本人も一年間、暴力を振るわなかった。これもその



人への一つの個別支援の試みです。そういう個別支援を進めながら、一つのかりいほの支援論にたどり着きました。

## 【枠の支援から関係性の支援へ】

かりいほを利用する人たちは様々な問題を抱えて家庭や地域の中で孤立し居場所をなくした人たちです。その中には矯正施設を出た人もいます。どこかに居場所がある人はかりいほを利用しません。

当初、かりいほでは利用者は問題を起こす困った人でした。だから問題を起こさない良い人にしようとなりました。そのために職員は施設の生活の時間、24時間の関わりの中で利用者に施設の生活の時間、決まりを守ることを求めました。それを枠の支援と言います。施設の生活の枠組みにきちんと適応できるのが良い人で、適応できない人は悪い人でした。

しかし、次第に他人との関係や生活の適応に困難を抱える利用者が増えてきました。それは、その人たちは、これまでの枠の支援では支援が難しい人たちでした。かりいほがこの人たちが安心していられる場所にならなければなりません。これまでやってきた枠の支援の限界が見えてきました。かりいほの支援を本人にとって良いものにしなければなりません。そのためには本人のことをよく知らなければなりません。よく知るには付き合うことです。付き合っ

て生活する中で、本人の生活する上での本人の大変さ、生きにくさが見えてきます。

問題を起こす困った人から、生きにくさを抱えた人、支援が必要な人へと職員の利用者の捉え方が変わっていききました。いろんな問題を抱えている状況で施設の利用が始まるわけですが、生きにくさを抱えた人たちと利用者の人たちを理解しようと変わ

りました。そこから、それまでの枠の支援ではもうやれない、関係性の支援を創り出そうという考え方にたどり着いていきます。

様々な思いを行動に表す利用者と一緒に生活してたどり着いたのが関係性の支援でした。利用者が難しく自分の思いを行動に表すとき、抱きしめるか、付き合うしか方法がありませんでした。考えが決まらないときはどれだけ時間がかかっても待つしかありませんでした。そういうことを繰り返して、新しい支援論を作り、実践してきました。それが関係性の支援という考え方です。

関係性の支援は、3つのことから成り立ちます。



### 1、生きにくさの理解です。

利用者を、問題を起こす困った人から、生きにくさを抱えた人と捉えるのにどうするか。それは本人と付き合ひ、本人の生きにくさを理解することによってです。それを生きにくさの理解といいます。関係性の支援はここから始まります。理解するのは職員です。職員は利用者と付き合ひ、本人の生きにくさを具体的に理解する。分かなければとことん付き合う。施設利用開始時、本人は不安の塊です。そして自分に否定的です。職員が本人を受け入れ付き合うことから支援が始まります。

### 2、生きなおしの実践です。

職員は利用者につき合ひ、本人の生きにくさの理解を深めていく。そして生活の中で生じる様々な問題を、お互いの関係性の中で丁寧に一つ一つ納得を積み重ねて解決していきます。それを生きなおしの実践と言います。本人が抱いていた不安は次第に安心へと変わっていきます。自分を受け入れ理解しようと務める職員の存在は本人に安心感を与え、本人自身の肯定感を育てていきます。

### 3、晴れ舞台の創造です。

職員と利用者の関係は、利用者の生きにくさを理解する職員と自己肯定感を育てた利用者との関係に変わっていきます。その職員と利用者が共同して、利用者の望む生き生きとした生活を創造する。それを晴れ舞台の創造といいます。晴れ舞台は人によって一人一人違います。大事なことは本人が社会とつながることです。つながり方も一人一人違います。本人と職員が協働して本人に応じた晴れ舞台を創ります。

## 【利用者を選ばれる福祉へ】

こういう考え方に変わっていききました。しかし、福祉のサービス提供の場を、福祉の支援を本人が選ぶということがなければ、福祉の側は何もできないのです。ですから、本人に、支援を必要とする人を選ばれる福祉にならなければなりません。何が必要かという点、それはやっぱり人と人との関係性、利用者と職員の関係性だということだと思えます。このような支援は利用者には納得を作り出します。納得は安心を生み出します。自己肯定感を育てていきます。あなたのことはあなた抜きで決めない。かりいほは利用者と職員の共同の生き直しの場所。これがいろんな実践をしながらたどり着いたかりいほの支援論です。

さつき、サッカーの個別支援の話をしました。例えばこういう支援の仕方もありました。夜中になると大きな声で叫ぶ。施設全体に声が響き渡るように大声で叫ぶ人がいます。他の人はとても眠れるような状況ではなくなる。そういう時に、旅に出ようということをやりました。車に布団を積んで、本人を誘って、あてもなく旅に出る。職員と本人と二人きりの車の中でそういう場を作るわけですね。それで、どこへ行こうか、何を食べようか、そういう話をしながら、二人で旅をして帰ってくる。というようなことをよくやりました。その方がかりいほを出てから後で手紙をくれました。その中に、自分のことを見捨てないでありがとうございましたと書かれていました。本人は仕事に就いて、結婚して家庭を持つて、今しつかりやっています。あの時に、自分のことを、きちんと見てくれた、そのことに対しての感謝の気持ちを書いてありました。そういう支援の仕

方が必要な方がいます。ただり着いた支援論は、そういう支援の仕方を核にする、利用者の人生に意味のある支援論だと私は思っております。

## 【おつめ】

まとめてみます。かりいほの取組は、居場所のない罪を犯した知的障害者と困難な問題を抱えた知的障害者を福祉が受け入れ、福祉の方法で支援を行う実践の繰り返しでした。利用者の捉え方は、罪を犯した知的障害者か

ら生きにくさを抱えた人へ代わり、かりいほの支援は、卒の支援から関係性の支援に基づいた個別支援に変わりました。

関係性の支援では、生きなおしをした利用者はそれぞれの晴れ舞台に臨みます。それは地域移行であったり、就労であったり、それぞれの利用者の望む生き方の選択であったり様々です。これまでの取り組みは、入所施設を基盤にした関係性の支援ともいえません。かりいほという入所施設が中心になって、そこに関係性の支援に地域という支援を取り込んで、晴れ舞台を作ってきました。これがかりいほの取組です。そこまでやってきました。

しかし、それは一つの施設の取り組みです。一つの施設の取り組みには限界があります。これから求められるのは人と人との関係性を、地域の資源と資源の関係性に広めて、地域の資源が共同して地域資源のネットワークを基盤にした関係性の支援を作り出すことだと思います。そのためには、まず、支援者が必要になります。支援者がいなければできません。この課題を知り、この課題を何とかしようという、そういう思いを持った人の協同が必要になります。

地域生活定着支援センターを造った時、私はいろんなところで講演をしましたが、その時に話を聞いている方に、この課題に関わる事の覚悟を求めました。福祉がその役割を果たすためには、覚悟してこの課題に取り組まなければなりません。

まとまりのないスピーチで申し訳ありませんでした。ありがとうございました。





社の本質を理解するかどうかということが、社会福祉の原点であることと同時に、これを基として在宅サービスの保障を市町村がやらなくては本物でないという理念を深くその時に確信されました。

●これらの経験から……辻氏は福祉兼圏構想の事業を提唱し、地域に根差した重い障害児の母子通園事業の「均霑化（きんてんか）あまねく行き渡らせること」を県下全域に市町村段階で整備することが試金石だと。そうなるとう市町村の保健と福祉の連携が重要で、要するに多職種の取り組みが必要だと気づき、そのような形での政策のあり方というものを滋賀県でほぼ確信に至ったとのこと。

【小括】  
障害の本質への私なりの理解（発達保障論の原点としての尊厳、みんなが違って当たり前、障害は一つの個性）  
地域保健福祉システムの在り方への理解の深まり（市町村行政の展開と多職種連携）

【糸賀一雄先生の言葉（1）】

○おしめを毎日取り換えられている一人の重症の青年が、ある日、力んで、力んで、一所懸命腰を持ち上げていた。その力が電気のように手に伝わって母はハッと。丸太のように寝ているだけだと思っていたのにそうでなかったのだ。伝わってくるその響きに生命というものを感ぜられたのだ。その喜びと驚き。これこそ自己実現、自己実現の姿なのだ。これが生産でなくて何が生産なのか。

○すべての人間は生まれたときから社会的存在なのだから、それが生き続けている限り力いばい命を開花していくのである。

【糸賀一雄先生の言葉（2）】

○謙虚な心情に支えられた精神薄弱な人びとの歩みは、どんなに遅々としても、その存在そのものから世の中を明るくする光が出るのである。（中略）人間の本当の平等と自由は、この光を光としてお互いに認め合うところに初めて成り立つ。

○「この子に世の光を」当てるやろうという構みの政策を求めているのではなく、この子が輝く素材そのものであるから、いよいよ磨きをかけて輝かそうというのである。「この子らを世の光に」である。

【参考文献】  
「この子らを世の光に 糸賀一雄の思想と生涯（京極高宣）」2001年・NHK出版

## 「人間の尊厳」の再定義…糸賀一雄思想の深化

糸賀一雄氏の思想は、単なる「可哀想な人への助け」ではありません。重症心身障害児の施設で意思疎通も全くできなかったある重い障害を持った青年

が、ケアの際におむつを替えやすいよう自ら腰を浮かせたエピソードを通じ、糸賀氏は「精一杯自分として生きようとすること（自己実現）」の感動を見出しました。

●この子らを世の光に……障害のある人々が、遅々としても精一杯生きる姿そのものが、周囲に感動を与え、人の尊厳を訴える力を持っている。彼らこそが社会を照らす光であるという思想を打ち立てました。

●尊厳の平等……誰もが生まれながらに社会的存在であり、お世話をする・されるという関係性の中で生きています。この光を光として認め合うことこそが、真の平等と自由であると説いています。

●在宅医療と看取りの思想……厚生省復帰後の辻氏と在宅医療の先駆者である佐藤智氏との出会いも大きな影響を与えました。佐藤氏は最期を暮らしの場で迎える高齢者の尊厳を学び在宅医療の重要性を説きました。これは糸賀氏の「尊厳」の思想と軌を一にするものでした。

## 国への復帰と制度改革（介護保険への布石）

●市町村一元化の断行……当時の福祉（措置権限）は都道府県が強く持つていましたが、辻氏はこれを全面的に市町村へ下ろす国の改革を牽引し、最終的には高齢者福祉だけでなく、当初は反対のあった知的障害者福祉も含めて市町村に窓口を一元化したことは、後の介護保険制度の導入等の一連の構造的な改革の重要な「布石」となりました。

## ケアの質の追求…ユニットケアと小規模多機能居宅介護

2000年に介護保険制度が開始された後、辻氏はケアの質の変革を目指す多くの先駆者に学びました。

### 1. 外山 義さんとの出会い

外山さんは、日本の高齢者ケア、特に「ユニットケア」の導入と普及において非常に大きな役割を果たした人物です。

#### ① ユニットケアの導入と推進

外山さんは、従来の施設ケアのあり方を変える「ユニットケア」（個室での生活と少人数の共同生活を組み合わせ、自己決定と暮らしの継続を尊重する手法）を導入しました。

これは、それまでの集団的なケアから、より個人の尊厳を重視したケアへの転換を促すものでした。

#### ② 「暮らしの継続」と「自己決定」の提唱

外山さんの思想の根幹には、以下の重要な原則がありました。

●自己決定……デンマークの高齢者ケア三原則に基づき、どのような状態にあっても本人の意向を第一に尊重すべきであるという考え方を重視しました。

●暮らしの継続……施設に入っても「住まいに住民続ける」という、それまでの生活の継続性を維持することを提唱しました。外山さんは、暮らしが継続しているからこそ自立が維持できるのであり、暮らしが断絶してしまうと、人間の能力（レベル）は落ちてしまうと指摘しました。

●制度改革への影響……外山さんのこうした精神性は、その後の日本の福祉制度に大きな影響を

与えました。彼の考え方は、2005年の介護保険法改正の一つの基盤となりました。また、介護保険の理念の中に「尊厳」という言葉が盛り込まれ、認知症への深い理解に基づいた改革へとつながりました。外山さんの取り組みは、単なるケアの手法の導入にとどまらず、日本の介護保険制度に「個人の尊重」と「生活の継続」という重要な視点を定着させたといえます。

## 2. 奥村さんとの出会い

奥村さんは栃木県において、公的な制度にとらわれず、高齢者が「その人らしく暮らす時間」を確保したいという一念で活動を始めました。

●サービスの統合……最初はデイサービス(通い)から始まりましたが、それだけの8時間では足りないと考え、訪問やショートステイ(泊まり)を組み合わせることで24時間その人らしい暮らしを確保することを思いつきました。

●本人本位のケア……「通い」「訪問」「泊まり」の3つのサービスを一元化し、なじみの職員が対応することで、本人が自分のしたいように自分らしく生きられる環境を整えました。これが小規模多機能型居宅介護の原型となりました。

## 3. 小山さんとの出会い

小山さんは、奥村さんが栃木で作り上げた実践を理論化し、地域包括ケアシステムの原理的な形として小規模多機能居宅介護を位置づけました。

●普通の暮らしの継続……長岡での災害支援の経験から、要介護になったら施設に入ったきり家へ帰れない高齢者の状況に疑問を抱き、住み慣れた自宅を拠点にサービスを受ける「普通の暮らし」に戻すべきだと主張しました。

●「廊下を地域の道に」という思想……小山さんは、特別養護老人ホームの中にあるサービスと住まいを分離し、施設内のサービスを外に切り出し、「施設の廊下を地域の道に変え、地域全体の住まいを施設の部屋のようにする」という画期的な概念を提唱しました。

●システムの構造化……自宅を原点とし、そこへ「通い」「訪問」「泊まり」の3サービスをなじみの職員が一体的に提供する仕組みを、地域包括ケアの核として位置づけました。この仕組みに訪問看護や訪問診療を組み合わせることで、地域全体の住まいで特養や療養病床のような機能を楽しむモデルを提示しました。

## 4. 小山さん、奥村さん、お二人の取り組みの意義

お二人が作り上げた小規模多機能居宅介護のモデルは、「尊厳の保持」と「暮らしの継続」を重視する2005年の介護保険法改正や、その後の地域包括ケアシステムの法制度化に大きな影響を与えました。

小山さんは若くして亡くなられましたが、その功績は「福祉界の偉人」と称えられており、彼らが提唱した「本人本位で切れ目のない支援」という思想は、現在の日本の社会保障制度における重要な目標となっております。

## ■地域包括支援システムの主な構造

地域包括ケアシステムは、2014年に法制度化された日本の社会保障制度における大きな到達点であり、目標です。このシステムは、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」の5つの要素が一体的に提供される仕組みを指します。

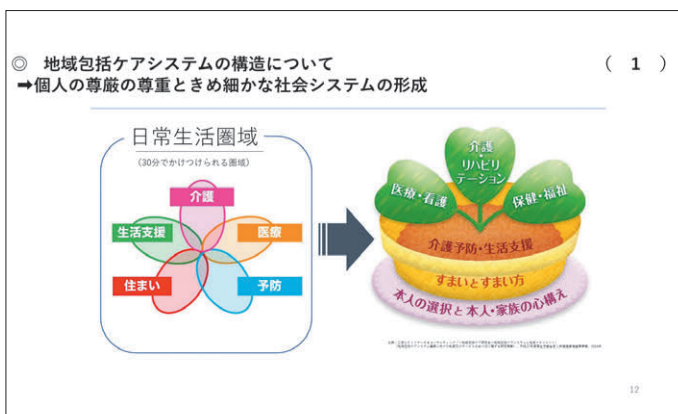
1. システムの理念と構造(鉢植えの図)  
地域包括ケアは、よく「鉢植え」に例えて構造化されます。

●本人の選択と住まい(お皿と鉢) ……土台となるのは、本人の意思による選択(自助)と、プライバシーが守られた「住まい」での暮らしの継続です。

●生活支援と介護予防(土) ……生活支援で、地域での見守り、地域住民による助け合い(互助)が土壌となり、ボランティアや近隣のネットワークによる見守りなどが含まれます。

●医療・介護・保健(葉) ……その上に、専門職による保険サービス(共助)や、公的な支援(公助)が組み合わせられます。

この自助・互助・共助・公助が組み合わせられて初めて地域包括ケアシステムになります。



## 2. フレイル予防と「柏プロジェクト」

辻氏が東大在任中に携わった「柏プロジェクト」では、健康と要介護の中間段階である「フレイル（虚弱）」の予防に注力しました。これが地域住民が担う「自助」と「互助」とであり、これに次に述べる行政や専門職が担う「共助」「公助」を連携させ、まちづくりの視点で地域包括ケアシステムを構築するモデルを提示しました。

## 3. 医療と介護の連携とQOLの追求

地域包括ケアシステムでは、医療の役割も「治す医療」から、慢性疾患を抱えながらもその人らしい生活を支える「治し支える医療」へと転換が求められています。

- QOL（生活の質）の向上……「生命を守る」だけでなく、「生活の充実」や「人生の満足」を総合的に確保することが共通の目標となります。
- 多職種連携……地域の住まいを基本に置き、医師等の医療系職種と介護職が対等な立場で情報を共有し、その人の幸せのために連携する仕組みが重要です。

## ■地域包括ケアから「地域共生社会」へのパラダイムシフト

日本の社会保障制度は今、大きな転換点を迎えています。これまで高齢者を中心に展開されてきた「地域包括ケアシステム」という概念は、今や「地域共生社会」という、より広範で包括的な方向へと進化を遂げています。

これは、単に対象を高齢者から全住民へと広げるだけでなく、日本の社会保障制度が目指すべき究極の目標として位置づけられています。

この変化の第一歩となったのは障害者福祉の分野

でした。障害者政策においては「就労」を通じた社会参加が大きく進展し、施設から在宅へ、そして一般就労を目指す動きが広がりました。昭和45年に制定された障害者基本法は、幾多の議論を経て、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という、日本の国民の尊厳を確保するためのスタートポイントとなりました。このように、障害者福祉が「共生社会」の議論を牽引してきた事実は、極めて重要です。

## ■「人生100年時代」と認知症基本法の制定

現代は「人生100年時代」と呼ばれますが、その現実には、長寿の末に誰もが虚弱（フレイル）や要介護状態を経て死に至るといふプロセスを辿ることを意味します。2015年から2040年にかけて、特に85歳以上の人口が激増することが見込まれており、これは「誰もが広い意味での障害者になり得る」時代の到来を示唆しています。

この文脈で避けて通れないのが認知症の問題です。85歳以上になると認知症の発症率は急上昇し、年齢に応じて4割から8割に上昇します。これを受け、2023年（令和5年）によりやく「認知症基本法」が制定されました。この法律の画期的な点は、認知症の人を「保護の対象」としてではなく、「尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる」存在として定義したこと、本人の意向を尊重し、周囲の都合で決めつけないこと、そして認知症の本人自身が社会の対等な構成員として参画することを目指しています。障害者福祉が長年培ってきた「尊厳」の精神が、この法律によってようやく普遍化されようとしています。

## ■医療と福祉の壁を越える…新たな地域医療構想

2040年に向けて、慢性疾患を基本とする医療ニーズを併せ持つ要介護者が急増します。これに対応するため、厚生労働省は「新たな地域医療構想」を提案しています。従来の医療改革は、病院の病床（高度急性期、回復期、療養期など）の再編成が中心でしたが、新しい構想では「外来・在宅医療・介護との連携」がもう一つの重要課題に据えられています。

ここで強調したいのは、この構想は、病院への入院圧力を下げることだけではなく、人々が本来望んでいる「住み慣れた場所（自宅や個室型の介護施設などの生活の場）」で暮らし続けられるようにするということです。医療側から見れば、介護施設やサービス付き高齢者向け住宅も「在宅医療」の対象となります。

これまで「生命を守る」ことを至上命題としてきた医療と、「生活の充実」を重視してきた福祉の間には、高い壁が存在していました。しかし今、個人の「尊厳」を軸足にし、QOL（生命と生活と人生の総合的な質）の確保を共通の目標とすることで、両者が融合した新しい時代の土壌が作られようとしています。

## ■包括的な支援と地域共生社会の論理

現代社会では、高齢者や障害者だけでなく、医療的ケア児、貧困世帯の子ども、生活困窮者など、困難を抱える人々が多様化・広範化しています。これら全ての「困り事」を持つ人々を包含し、支え合うのが「地域共生社会」の論理です。

地域共生社会において最も大切なのは、「その人らしく生ききる」ことを支援するという視点です。そこでは、支援する側とされる側が固定化されるの

ではなく、お互いに支え合い、学び合う関係が構築されます。例えば、看取りに関わる人々が、去りゆく命から生きる勇気を得るように、ケアを受ける側もまた役割を果たし、ケアする側を幸せにするという相互作用が生まれます。これこそが、全ての人がお互いの尊厳を認め合うという「地域共生社会の究極の論理」です。

### ■糸賀一雄の思想…この子らを「世の光」に

この共生社会の精神的支柱となるのが、糸賀一雄氏の思想です。糸賀氏は、重い障害を持つ子どもたちについて「この子らに世の光を」ではなく、「この子らを世の光に」と唱えました。

これは、社会から価値がないと見捨てられがちな存在の中に、私たちが新たな価値を発見するとき、その価値は無限に創造され、社会に広がっていくという考え方です。

糸賀氏の願いは、障害という限界的な状況を通じて、戦後日本の社会のあり方そのものを問い直すことにありました。それは単に障害者のための活動だけではなく、「全ての人の幸せ」を願う普遍的な哲学です。相手の中に価値を見出すことは、同時に自分自身の内面的な変容をもたらします。このような深い人生の価値を理解し、学び合う社会が今、求められているのです。

### ■現実の課題と「個人の尊重」の再検証

一方で、制度としての体裁は整いつつあっても、現実には悲劇的な事件が起きています。津久井やまゆり園事件などは、現代社会において真の「個人の尊厳」がどこまで腑に落ちる形で理解されているのかという、重い問いを突きつけました。

「個人の尊重」や「幸福追求権」という言葉が刻

まれた日本国憲法が制定されてから80年近くが経過しました。しかし、辻氏は「我々はこの概念をどこまで体得し、実現してきたのか」と厳しく問い直します。法律の条文が完成しても、地域住民一人一人がそれを自らのものとして尊重し、行動に移せなければ、真の共生社会は実現しません。この根源的な事項についての検証と問い直しを、今なお必要とされています。

### ■実践的な取り組み…語り部の養成と企業への波及

この思想を社会に浸透させるため、糸賀一雄記念財団を中心に具体的な普及啓発事業が進められています。特に、糸賀一雄氏の思想（究極はすべての人が障害の有無に関わらず尊厳を持って尊重される社会をつくりたいという本当の平和の願い）を伝える「語り部」となる調整指導者の養成に力を入れており、全国のブロック単位で中堅福祉職を対象とした研修が展開しています。現在、8年間で24県において29回実施しております。

研修では、単なる知識の習得ではなく、「生きる意味のない命がある」といった過酷な問いに自ら向き合い、自己を徹底的に問い直し、自らの言葉で相手にわかるように語れる力を身に着ける取り組みが行われます。

さらに、滋賀県ではこの動きを福祉の世界に留めず、一般のビジネス界、企業経営者へと広げることを目指しています。これまで述べてきた福祉分野の考え方から「多様な人との働き方」を学び、誰もが心地よく働ける職場づくりを目指すこの取り組みは、現在、滋賀銀行などの民間企業でも採用され、次世代のリーダー養成プログラムとして横展開が始まっています。

### ■結び…福祉立国への志と「自覚者」の責任

最後に、社会保障制度を経済の重荷と捉える考え方に対し、異を唱えます。社会保障は年金を通じて現金を分配し消費を高め、医療・介護・少子化対策を通じて地域に雇用を生む「地域の基幹産業」であり、日本経済を支える基盤的な公共事業です。財政が厳しいからといって削るのではなく、今こそむしろここに予算を投入し、経済発展とともに「福祉立国」を目指すべきであると提言しています。

このような国を作るためには、政府だけに頼るのではなく、まず私たち国民一人一人の理解と行動が必要です。糸賀一雄氏は「自覚者こそ世界の平和に対する責任者であります」という言葉を残しました。この「自覚」とは、人と人が認め合い、尊厳を大切に

にする社会を作るといふ強い意志を指します。イギリスの歴史家アノルド・トインビーは、「社会は改革されなければならないが、人間の変革を伴わない社会の改革には意味がない」と述べました。どんなに経済的に苦しい状況にあっても、人間を大切にするという国づくりの精神を忘れてはなりません。糸賀先生が未来を見据えて語った「人間の尊厳」に気づいた人から行動を開始すること。それが、底力のある地域共生社会を実現するための唯一の道です。

## 【質疑応答】

講演後に辻氏と滋賀県の福祉関係者らによる質疑応答が滋賀県社会福祉協議会の市川忠稔会長の進行のもとに実施されました。その概要は次の通りです。

### 1. 行政の役割と「我がごと」としての共生社会づく

滋賀県障害福祉課長の佐藤氏からは、人口減少や高齢化が進む中で、障害者や高齢者の尊厳を守る問題を、県民一人ひとりが「我がごと」として捉えるために行政が取り組むべきことについて質問がありました。

これに対し辻理事長は、自身の経験を振り返りながら以下のように答えました。

●「感性」の重要性……辻理事長自身、かつては福祉の知識が乏しかったものの、近江学園での経験を通じて「障害は人それぞれの多様な特性の一つに過ぎず、誰もが地続きの存在である」と気づかされたと述べています。池田太郎氏の「心をここにあらざれば見えども見れず」という言葉を引用し、物事の本質をつかむための感性の重要性を強調しました。

●草の根の運動論……行政が一方的に教えるのではなく、「気づいた人」が周囲に広めていく運動論が必要です。自治体は「民主主義の学校」としての役割を果たし、教育や企業の研修などを通じて、尊厳について議論し続ける仕組みを社会に作るべきだと提言しました。

●自治体の火付け役……県庁の仕事は、こうした運動の火付け役となり、粘り強く丁寧に関係者の輪を広げていくことにあるとしています。

### 2. 福祉従事者のミッションと言語化する力

社会福祉協議会や現場の管理職からは、コロナ禍での困窮者支援や、依然として障害者への冷ややかな目が存在する社会の現状を踏まえ、いかにして「人格と個性を尊重し合える社会」を作るかという決意や悩みが語られました。

これらに対し、辻理事長は福祉に携わる人々の役割を再定義しました。

●究極の問題に向き合う……福祉従事者は、人間の尊厳という究極の問題に日常的に向き合っているため、この問題に最も早く気づける立場にあります。

●語る努力……福祉の仲間内だけで認識を共有するのではなく、地域社会に向けて「尊厳」や「福祉の心」を相手に合わせて語る力を持つこと、そして語り続ける努力が重要です。住民がこの心を持たない限り、真の地域共生社会は存在しないと断言しています。

### 3. 地域包括ケアシステムの深化と「日常生活圏」での議論

進行役から、地域包括ケアシステムを今後さらに発展させるための助言を求められた際、辻理事長は以下の具体的な視点を示しました。

●日常生活圏単位での対話……地域包括ケアシステムは市町村単位ではなく、本来は小学校区のような「日常生活圏単位」で語られるべきものです。

●生活支援体制整備事業の活用……第2層、第3層の協議体といった、より住民に近いレベルでの議論がまだ不十分であると指摘しました。

●尊厳の尊重を原点に……ケアシステムの議論の原点には、常に「人格と個性を尊重する（＝尊

厳の尊重）」というキーワードを置くべきです。●日本人の共通の感性を呼び起こす……「あの人も自分も、みんな一緒なんだ」という日本人が本来持っている感性を呼び起こし、それを言葉にして気づき合っていく場を地域に作ることで、今後の地域包括ケアシステムのあり方として極めて重要であると締めくくりました。

今回の質疑応答を通じて、辻理事長は、制度や財政といったハード面だけでなく、一人ひとりの感性を磨き、尊厳を大切にすることを地域から草の根的に広げていく「言葉の力」と「運動」の必要性を強く説いています。

# 糸賀一雄記念賞第二十四回音楽祭

## うみ 「湖のバラッド」

表現活動に取り組む障害のある人たちと施設職員、地元のアーティストからなる滋賀県内のワークショップグループが楽器演奏やダンス、うたなどを披露し糸賀一雄記念賞の受賞者をお祝いする音楽祭。

二十四回目を迎える今回は、初の湖西エリアでの開催でした。

ワークショップごとの個性豊かな発表に、総合プロデューサーであるフォークシンガーの小室等さん、パークッションの高良久美子さん、うた・ウクレレのこむろゆいさんも加わり、各出演団体がこれまで積み重ねてきた表現とプロミュージシャンとのコラボレーションも見どころのひとつでした。また、ここ数年参加できなかった湖西ワークショップグループも出演し地元高島での開催を盛り上げてくれました。

誰もが楽しめる音楽祭を目指し、「あらかじめ舞台ガイド」や、手話通訳、文字サポート、音声ガイド、ヒアリンググループ、点字プログラムなど、様々な鑑賞サポートも実施。

糸賀氏の理念に共感する福祉、芸術文化の関係者が分野を越えて集結したイベントとなりました。

### ●プログラム

#### 【近江学園ワークショップグループ】 愛は勝つ



提灯を手に持ち客席からステージに登場！ポンポンを使ったダンスや、ハンドベル、打楽器の合奏、合唱など「愛は勝つ」をテーマに子どもたちが日頃のワークショップの練習の成果を発表しました。

#### 【大津ワークショップグループ】 個と個、そして輪？！



「個と個、そして輪?!」というタイトルで、即興の打楽器セッションを発表しました。メンバーそれぞれのソロ場面もあり、全員で音を奏でるにぎやかな場面もあり。最後は「障害のある出演者」と、小室等さん、こむろゆいさんとの共演で締めくくりました。

## 【湖南ワークショップグループ】 うみのエール!!わたしたちのセレモニー



湖南ワークショップグループは今年、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開会式」に出演。その時の演目を音楽祭のために「うみのエール!!わたしたちのセレモニー」というテーマでアレンジし、パワーアップしたダンスを披露しました。

## 【湖西ワークショップグループ】 みんなの星☆ぼくらの地球



この日一番の大所帯、約80名がピアノ伴奏で3曲歌いました。タイトルにもなった「みんなの星☆ぼくらの地球」はオリジナル楽曲で、湖西ワークショップに参加している洞山象一氏が作詩を担当した曲です。

## 【フィナーレ】 「国明音頭」「ほほえむちから」



出演者全員がステージに上がり、最後は恒例の「ほほえむちから」を大合唱。大きな拍手の中、無事終演しました。

- 開催日時：令和7年11月23日（日・祝） 14：00～16：30 ※13：30より「あらかじめ舞台ガイド」
- 会場：高島市民会館（滋賀県高島市今津町中沼1-3-1）
- 主催：糸賀一雄記念賞第二十四回音楽祭実行委員会  
社会福祉法人グロー（GLOW）～生きることが光になる～
- 共催：高島市
- 後援：滋賀県、滋賀県教育委員会、高島市教育委員会

